

制 定 案	平成十八年総務省告示第三百十五号
<p>一 妨害波電圧の測定方法は、次のとおりとすること。</p> <p>1 電源端子における妨害波電圧の測定配置は、別図第一号及び別図第二号に示すとおりとすること。</p> <p>2 制御端子における妨害波電圧の測定配置は、別図第一号に示すとおりとし、擬似通信回路網を用いて測定すること。</p> <p>3 前二号に掲げる事項について、準尖頭値の測定値が、平均値に対する許容値を満たしている場合は、平均値の測定を省略することができる。</p> <p>4 妨害波測定用結合減結合回路網により測定される妨害波電圧の測定配置は、別図第三号に示すとおりとし、次に示す特性を有する妨害波測定用結合減結合回路網を用いて測定すること。</p> <p>（一） 供試装置端子のコモンモードインピーダンスは、三〇Ωから三〇〇Ωまでの周波数範囲において、一五〇オーム（一）二〇オームから（十）一〇オーム、位相角〇度（±）二五度であること。</p> <p>（二） 供試装置端子のディファレンシャルモードインピーダンスは、三〇Ωから三〇〇Ωまでの周波数範囲において、一〇〇オーム（±）二〇オームであること。</p> <p>（三） 供試装置端子の縦電圧変換損（I T U T G. 117(1996) 勧告に定義される I C T をいう。）は、二〇デシベル以上であること。</p> <p>（四） 電圧分圧比の許容誤差が（±）一・五デシベルであること。</p> <p>（五） 減結合減衰量が三〇デシベルを超えること。</p>	<p>一 妨害波電圧の測定方法は、次のとおりとすること。</p> <p>1 電源端子における妨害波電圧は、別図第一号及び別図第二号に示すとおりとすること。</p> <p>2 制御端子における妨害波電圧は、別図第一号に示すとおりとし、電圧プローブを用いて測定すること。</p>

5 光制御装置を有する機器の電源端子及び制御端子における妨害波電圧並びに妨害波測定用結合減結合回路網により測定される妨害波電圧は、前各号の規定によるほか、次によること。

(一) 全光束点灯状態において、妨害波が最大となる制御状態で測定すること。

(二) 光度が最大及び最小の状態において、最大負荷の状態で測定すること。

二 放射妨害波の磁界強度は、ループアンテナを用いて測定し、ループアンテナの最下端の地上高は一メートルとすること（利用周波数が一三・五五三MHzから一三・五六七MHzまでの範囲のものに限る。）。

三 放射妨害波の磁界強度の測定方法は、別図第四号に示すとおりとし、電流プローブを用いて三方向のループアンテナのそれぞれについて行うこと（利用周波数が一三・五五三MHzから一三・五六七MHzまでの範囲のものを除く。）。

四 放射妨害波の電界強度の測定方法は、次のとおりとすること。

1 直線偏波アンテナを用い、直線偏波アンテナの最下端の地上高は〇・二五メートル（利用周波数が一三・五五三MHzから一三・五六七MHzまでの範囲のものにあつては、〇・二メートル）以上とし、直線偏波アンテナの中心を地上高一メートルから四メートルまでの間で昇降させるとともに、供試装置を三六〇度回転して各測定周波数における最大値を測定すること。

2 水平偏波及び垂直偏波のそれぞれについて測定を実施し、最大値を測定すること。

五 光制御装置を有する機器の放射妨害波の磁界強度及び電界強度は、前三

3 光制御装置を有する機器の電源端子及び制御端子における妨害波電圧は、前二号によるほか、次によること。

(一) 全光束点灯状態において、妨害波が最大となる制御状態で測定すること。

(二) 光度が二〇パーセント、六〇パーセント及び一〇〇パーセントの状態において、最大負荷の状態で測定すること。

4 準尖頭値検波方式の測定器は、別表に定める基本的特性を有すること。

二 放射妨害波の磁界強度の測定方法は、別図第三号に示すとおりとし、電流プローブを用いて三方向のループアンテナのそれぞれについて行うこと。この場合において、光制御装置を有する機器にあつては、最大負荷及び五〇パーセントの負荷で測定すること。

三 妨害波電力の測定方法は、次のとおりとすること。

1 吸収クランプを用いて測定すること。

2 準尖頭値検波方式の測定器は、別表に定める基本的特性を有すること。

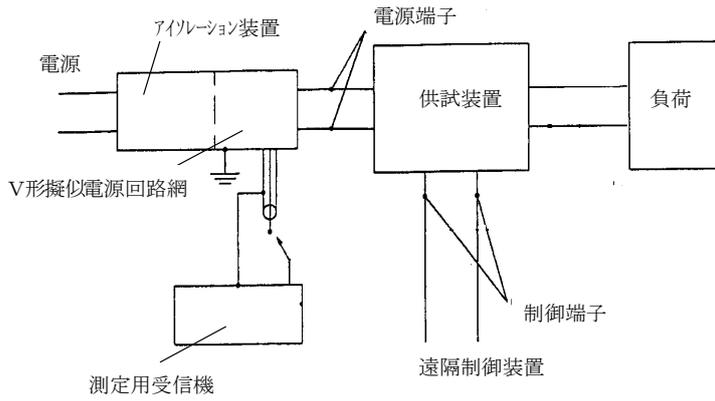
四 第一項及び前項に掲げる事項について、準尖頭値の測定値が、平均値に

項の規定によるほか、光度が最大及び最小の状態において、最大負荷の状態
で測定すること。

六 準尖頭値検波方式の測定器は、別表に定める基本的特性を有すること。

七 前各項に規定する条件によることが著しく困難又は不合理と総務大臣が
認める場合は、これらによらないことができる。

別図第一号 独立型光制御装置又は変圧器からの妨害波電圧の測定配置

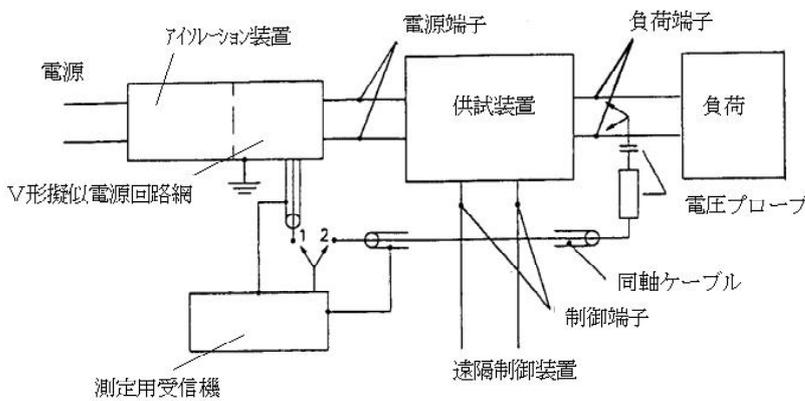


注 測定用受信機は、V形擬似電源回路網に接続すること。

対する許容値を満たしている場合は、平均値の測定を省略することができ
る。

五 前各項に規定する条件によることが著しく困難又は不合理と総務大臣が
認める場合は、これらによらないことができる。

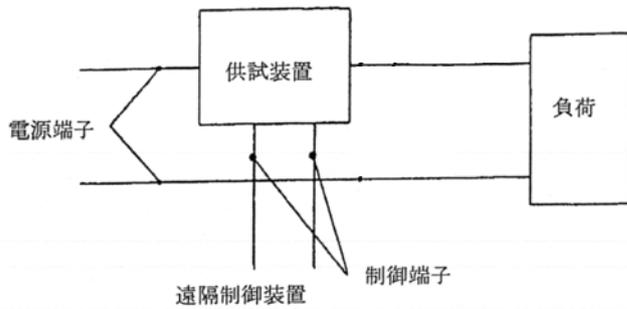
別図第一号 独立型光制御装置又は変圧器からの妨害波電圧の測定配置



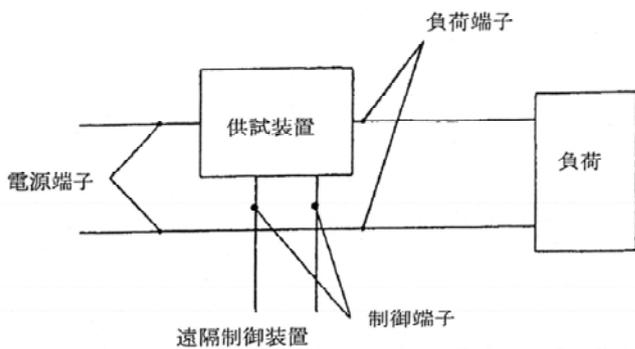
注 1 測定用受信機は、V形擬似電源回路網に接続すること。

2 図中の1は電源端子測定用のスイッチの位置を、図中の2は負荷

ただし、供試装置が電源線の1本のみに入挿されている場合は、次に示すとおりに測定すること。



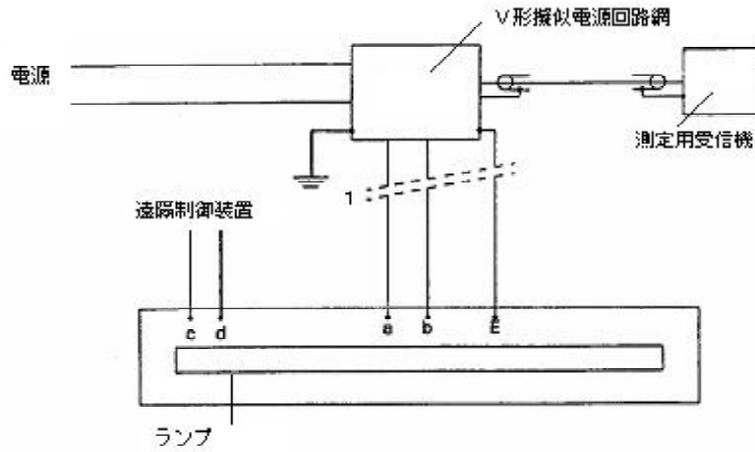
ただし、供試装置が電源線の1本のみに入挿されている場合は、次に示すとおりに測定すること。



- 3 | 端子及び制御端子測定用のスイッチの位置を示す。
電圧プローブからの同軸ケーブルの長さは、2メートルを超えないこと。
- 4 | スイッチが、図中の2の位置にあるとき、V形擬似電源回路網の出力端子は、測定用受信機の入カインピーダンスと同じインピーダンスで終端すること。

別図第二号 照明機器、独立型安定器又は安定器内蔵ランプからの妨害波電圧の測定配置

照明機器の測定配置

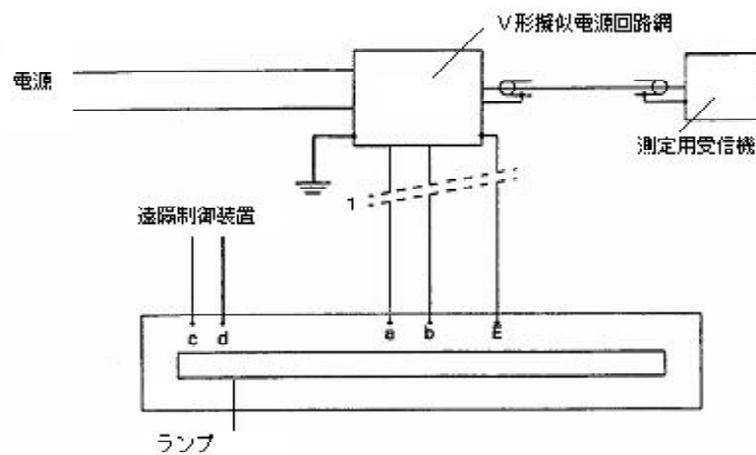


ただし、独立型安定器及び安定器内蔵ランプの場合は、それぞれ図中の1を次のとおりとする

1 独立型安定器の測定配置

別図第二号 照明機器、独立型安定器又は安定器内蔵ランプからの妨害波電圧の測定配置

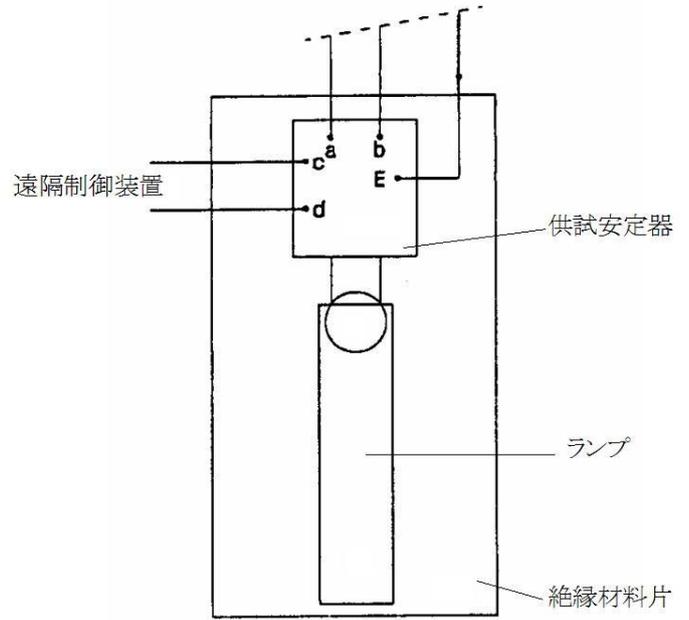
照明機器の測定配置



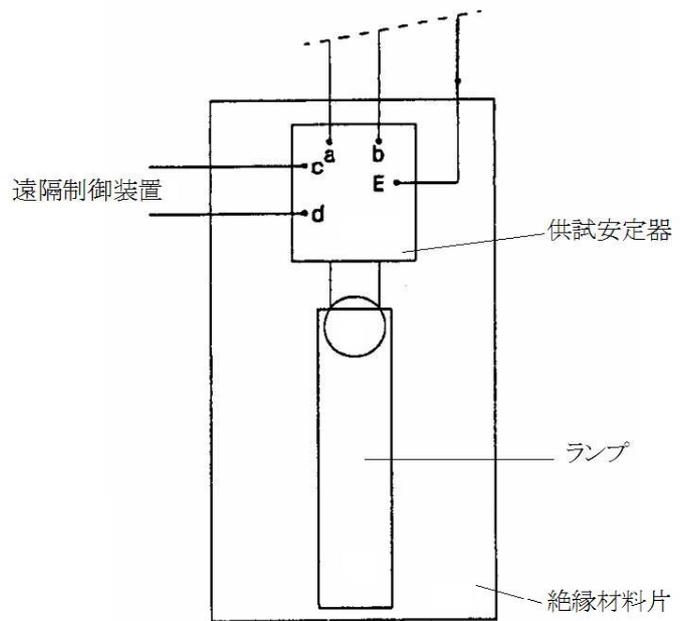
ただし、独立型安定器及び安定器内蔵ランプの場合は、それぞれ図中の1を次のとおりとする

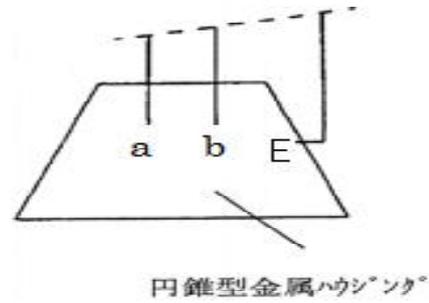
1 独立型安定器の測定配置

2
安定器内蔵ランプの測定配置



2
安定器内蔵ランプの測定配置



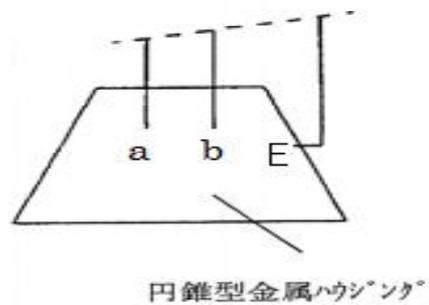


注 1 測定用受信機は、V形擬似電源回路網に接続すること。

2 図中の a 及び b は電源端子を、c 及び d は制御端子を、E は接地端子を表す。

3 V形擬似電源回路網の供試装置接続端子と端子 a 及び b とは 0.8メートル ± 20パーセント離し、かつ、0.8メートルの長さのフレキシブル 3芯ケーブルの 2本の芯線で接続すること。

別図第三号 妨害波測定用結合減結合回路網により測定される妨害波電圧の測定配置



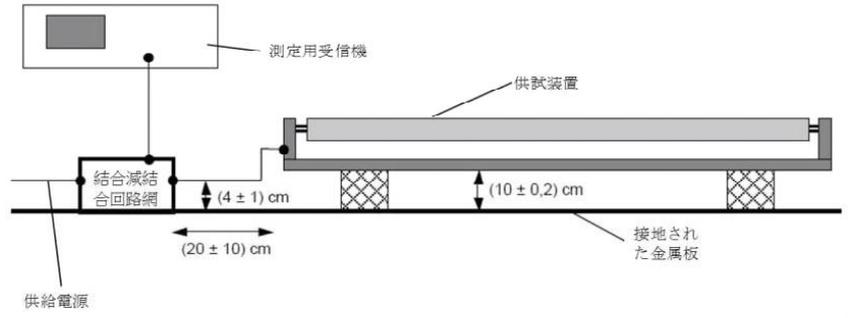
注 1 測定用受信機は、V形擬似電源回路網に接続すること。

2 図中の a 及び b は電源端子を、c 及び d は制御端子を、E は接地端子を表す。

3 V形擬似電源回路網の供試装置接続端子と端子 a 及び b とは 0.8メートル ± 20パーセント離し、かつ、0.8メートルの長さのフレキシブル 3芯ケーブルの 2本の芯線で接続すること。

別図第四号

磁界強度の測定配置方法



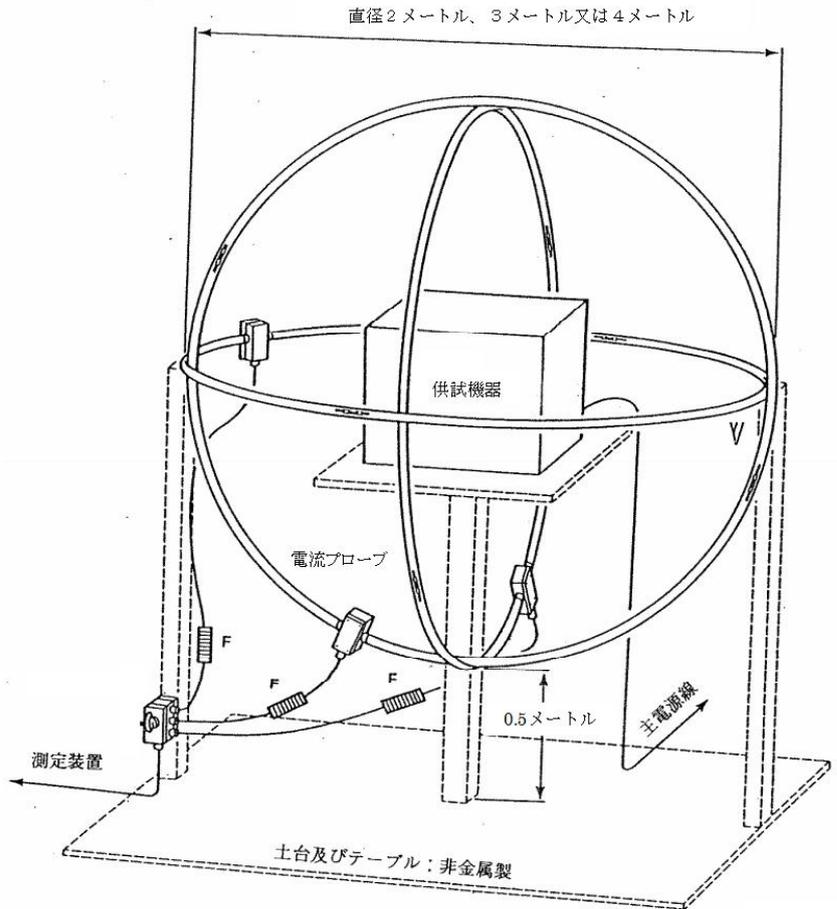
別図第三号

磁界強度の測定配置方法

項目		
kHz未満の測定器	○ kHz以上一五○	波の周波数が一波の測定機器の電
MHz未満の測定器	五○ kHz以上三○	波の周波数が一波の測定機器の電
MHz以下の測定器	○ MHz以上三○	波の周波数が三波の測定機器の電

別表 測定器の基本的特性

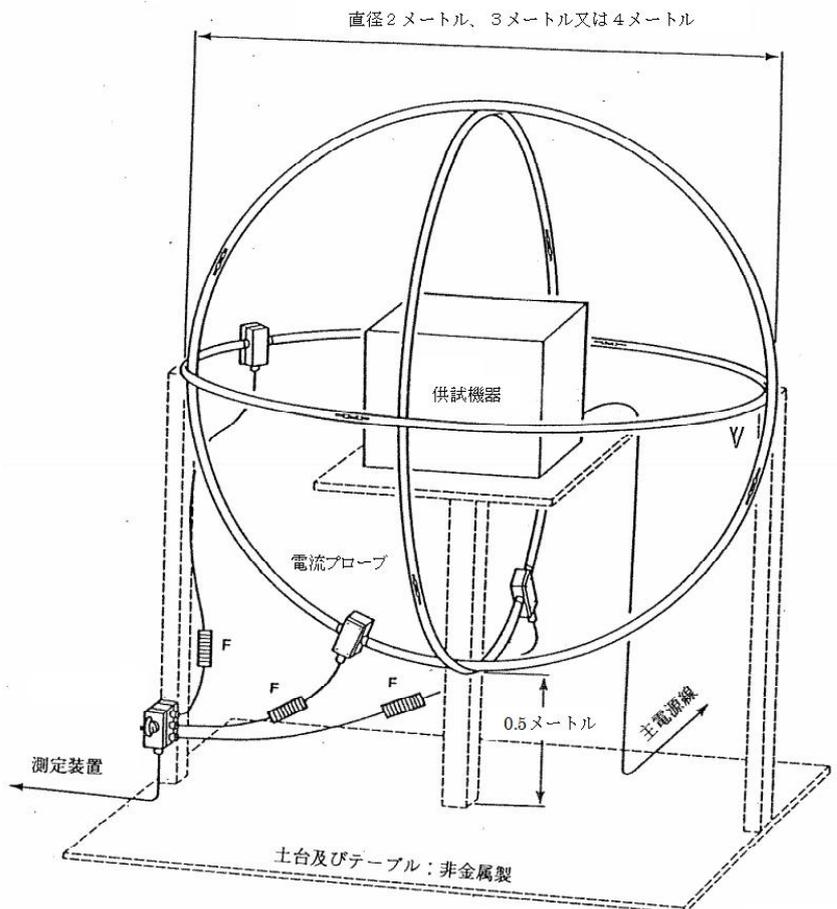
注 Fは、フェライト吸収体を表す。



項目		
kHz未満の測定器	○ kHz以上一五○	波の周波数が一波の測定機器の電
MHz未満の測定器	五○ kHz以上三○	波の周波数が一波の測定機器の電
MHz以下の測定器	○ MHz以上三○	波の周波数が三波の測定機器の電

別表 測定器の基本的特性

注 Fは、フェライト吸収体を表す。



過負荷係数	検波器と指示計器の間に挿入する直流増幅器の過負荷係数	幅	検波器より前の段の六デシベル以下の通過帯域	検波器の充電時定数	検波器の放電時定数	指示計の機械的時定数	検波器より前の段の過負荷係数（入出力特性が直線性から一デシベル離れるときの入力値対指示計が表す最大値の比。以下同じ。）
	六デシベル		〇・二〇 kHz	四五ミリ秒	五〇〇ミリ秒	一六〇ミリ秒	二四デシベル
	一二デシベル		九 kHz	一ミリ秒	一六〇ミリ秒	一六〇ミリ秒	三〇デシベル
	六デシベル		一二〇 kHz	一ミリ秒	五五〇ミリ秒	一〇〇ミリ秒	四三・五デシベル

過負荷係数	検波器と指示計器の間に挿入する直流増幅器の過負荷係数	幅	検波器より前の段の六デシベル以下の通過帯域	検波器の充電時定数	検波器の放電時定数	指示計の機械的時定数	検波器より前の段の過負荷係数（入出力特性が直線性から一デシベル離れるときの入力値対指示計が表す最大値の比。以下同じ。）
	六デシベル		〇・二〇 kHz	四五ミリ秒	五〇〇ミリ秒	一六〇ミリ秒	二四デシベル
	一二デシベル		九 kHz	一ミリ秒	一六〇ミリ秒	一六〇ミリ秒	三〇デシベル
	六デシベル		一二〇 kHz	一ミリ秒	五五〇ミリ秒	一〇〇ミリ秒	四三・五デシベル

高周波利用設備の型式についての指定の申請書及び添付書類の様式等を定める件の一部を改正する告示案新旧対照表
 ○平成十四年総務省告示第五百四十四号（高周波利用設備の型式についての指定の申請書及び添付書類の様式等を定める件）

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行																																																																																									
<p>第1 申請書の様式 略</p> <p>第2 添付書類の様式</p> <p>1～5 略</p> <p>6 無電極放電ランプの場合 (1) 1枚目</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">設 計 書</th> <th style="text-align: center;">整 理 番 号</th> <th></th> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <th style="text-align: center;">指 定 番 号</th> <td></td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 25%;">1 型 式 名</td> <td></td> <td style="width: 25%;">2 製造業者名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3 発振の方式</td> <td></td> <td>4 利用周波数</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5 周波数変動幅</td> <td></td> <td>6 高周波出力</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">7 妨害波電圧</td> <td>(1) 電源端子</td> <td colspan="2">(2) 制御端子</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">()</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">()</td> </tr> <tr> <td>8 放射妨害波の磁界強度</td> <td></td> <td>9 放射妨害波の電界強度</td> <td></td> </tr> <tr> <td>10 妨害波測定用結合減結合回路網により測定される妨害波電圧</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>11 添付図面等</td> <td colspan="2">(1) 外観を示す図及び写真 (2) 構造を示す図及び写真 (3) 接続図 (4) 取扱説明書</td> <td></td> </tr> <tr> <td>12 参考事項</td> <td colspan="3"></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">短 辺 (日本工業規格 A 列 4 番)</p>	設 計 書		整 理 番 号				指 定 番 号		1 型 式 名		2 製造業者名		3 発振の方式		4 利用周波数		5 周波数変動幅		6 高周波出力		7 妨害波電圧	(1) 電源端子	(2) 制御端子		()	()		8 放射妨害波の磁界強度		9 放射妨害波の電界強度		10 妨害波測定用結合減結合回路網により測定される妨害波電圧				11 添付図面等	(1) 外観を示す図及び写真 (2) 構造を示す図及び写真 (3) 接続図 (4) 取扱説明書			12 参考事項				<p>第1 申請書の様式 略</p> <p>第2 添付書類の様式</p> <p>1～5 略</p> <p>6 無電極放電ランプの場合 (1) 1枚目</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">設 計 書</th> <th style="text-align: center;">整 理 番 号</th> <th></th> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <th style="text-align: center;">指 定 番 号</th> <td></td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 25%;">1 型 式 名</td> <td></td> <td style="width: 25%;">2 製造業者名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3 発振の方式</td> <td></td> <td>4 利用周波数</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5 周波数変動幅</td> <td></td> <td>6 高周波出力</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">7 漏えい電界強度</td> <td>(1) <u>526.5kHz</u> から</td> <td colspan="2">(2) <u>その他の周波数</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><u>1,606.5kHz</u> までの周波数</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">8 妨害波電圧</td> <td>(1) 電源端子</td> <td>(2) 負荷端子</td> <td>(3) 制御端子</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">()</td> <td style="text-align: center;">()</td> <td style="text-align: center;">()</td> </tr> <tr> <td>9 放射妨害波</td> <td></td> <td>10 妨害波電力</td> <td style="text-align: center;">()</td> </tr> <tr> <td>11 添付図面等</td> <td colspan="2">(1) 外観を示す図及び写真 (2) 構造を示す図及び写真 (3) 接続図 (4) 取扱説明書</td> <td></td> </tr> <tr> <td>12 参考事項</td> <td colspan="3"></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">短 辺 (日本工業規格 A 列 4 番)</p>	設 計 書		整 理 番 号				指 定 番 号		1 型 式 名		2 製造業者名		3 発振の方式		4 利用周波数		5 周波数変動幅		6 高周波出力		7 漏えい電界強度	(1) <u>526.5kHz</u> から	(2) <u>その他の周波数</u>		<u>1,606.5kHz</u> までの周波数			8 妨害波電圧	(1) 電源端子	(2) 負荷端子	(3) 制御端子	()	()	()	9 放射妨害波		10 妨害波電力	()	11 添付図面等	(1) 外観を示す図及び写真 (2) 構造を示す図及び写真 (3) 接続図 (4) 取扱説明書			12 参考事項			
設 計 書		整 理 番 号																																																																																								
		指 定 番 号																																																																																								
1 型 式 名		2 製造業者名																																																																																								
3 発振の方式		4 利用周波数																																																																																								
5 周波数変動幅		6 高周波出力																																																																																								
7 妨害波電圧	(1) 電源端子	(2) 制御端子																																																																																								
	()	()																																																																																								
8 放射妨害波の磁界強度		9 放射妨害波の電界強度																																																																																								
10 妨害波測定用結合減結合回路網により測定される妨害波電圧																																																																																										
11 添付図面等	(1) 外観を示す図及び写真 (2) 構造を示す図及び写真 (3) 接続図 (4) 取扱説明書																																																																																									
12 参考事項																																																																																										
設 計 書		整 理 番 号																																																																																								
		指 定 番 号																																																																																								
1 型 式 名		2 製造業者名																																																																																								
3 発振の方式		4 利用周波数																																																																																								
5 周波数変動幅		6 高周波出力																																																																																								
7 漏えい電界強度	(1) <u>526.5kHz</u> から	(2) <u>その他の周波数</u>																																																																																								
	<u>1,606.5kHz</u> までの周波数																																																																																									
8 妨害波電圧	(1) 電源端子	(2) 負荷端子	(3) 制御端子																																																																																							
	()	()	()																																																																																							
9 放射妨害波		10 妨害波電力	()																																																																																							
11 添付図面等	(1) 外観を示す図及び写真 (2) 構造を示す図及び写真 (3) 接続図 (4) 取扱説明書																																																																																									
12 参考事項																																																																																										

(2) 2枚目

試験成績表		13 製造番号		
		14 製造年月日		
長 辺	15 利用周波数	(1) 設計値	(2) 測定値	22 測定条件等
	16 周波数変動幅	(1) 設計値	(2) 測定値	
	17 高周波出力	(1) 定格値	(2) 測定値	
	18 妨害波電圧	(1) 設計値	(2) 測定値	
	電源端子	()	()	
	制御端子	()	()	
	19 放射妨害波の磁界強度	(1) 設計値	(2) 測定値	
	20 放射妨害波の電界強度	(1) 設計値	(2) 測定値	
	21 妨害波測定用結合減結合回路網により測定される妨害波電圧	(1) 設計値	(2) 測定値	
			短 辺	

注1 施行規則第46条第1項の規定により型式についての指定を受けようとする場合の記載は、次のとおりとする。

- (1) 整理番号の欄及び指定番号の欄は、記載しないこと。
- (2) 1の欄は、高周波発生装置が組み込まれているきょう体の型式名を記載すること。
- (3) 3の欄の記載は、次によること。
 - ア 「自励発振」、「自励発振(周波数自動追尾方式)」のように記載すること。
 - イ 高周波発生装置が2以上あるものは、それぞれの装置ごとに記載

(2) 2枚目

試験成績表		13 製造番号		
		14 製造年月日		
長 辺	15 利用周波数	(1) 設計値	(2) 測定値	22 測定条件等
	16 周波数変動幅	(1) 設計値	(2) 測定値	
	17 高周波出力	(1) 定格値	(2) 測定値	
	18 漏えい電界強度	測定値		
		(1) 526.5kHz から 1,606.5kHz までの周波数	(2) その他の周波数	
		()	()	
	19 妨害波電圧	(1) 設計値	(2) 測定値	
	電源端子	()	()	
	負荷端子	()	()	
	制御端子	()	()	
20 放射妨害波	(1) 設計値	(2) 測定値		
21 妨害波電力	(1) 設計値	(2) 測定値		
	()	()		
		短 辺	(日本工業規格 A 列 4 番)	

注1 施行規則第46条第1項の規定により型式についての指定を受けようとする場合の記載は、次のとおりとする。

- (1) 整理番号の欄及び指定番号の欄は、記載しないこと。
- (2) 1の欄は、高周波発生装置が組み込まれているきょう体の型式名を記載すること。
- (3) 3の欄の記載は、次によること。
 - ア 「自励発振」、「自励発振(周波数自動追尾方式)」のように記載すること。
 - イ 高周波発生装置が2以上あるものは、それぞれの装置ごとに記載

<p>すること(以下4の欄から10の欄までの記載において同じ。)</p> <p>(4) 4の欄は、利用周波数が切換可能なものは「(何)kHz及び(何)kHzに切換え」のように記載し、連続して変更可能なものは「(何)kHzから(何)kHzまで連続可変」のように記載すること。</p> <p>(5) 5の欄は、4の欄のそれぞれの利用周波数の変動幅を「(何)kHzから(何)kHzまで」のように記載すること。この場合において、利用周波数が連続して<u>変更可能なものは、その範囲内の最低周波数と最高周波数を利用周波数とし、それぞれの変動幅を記載すること。</u></p> <p>(6) 6の欄の記載は、次によること。</p> <p>ア 高周波出力の定格値を記載すること。ただし、高周波出力が2以上の段階に切換可能なものはそれぞれの定格値を記載し、高周波出力が連続して<u>変更可能なものは高周波出力の定格値の最大値と最小値を記載すること。</u></p> <p>イ 高周波発生装置が2以上あり、かつ、同時に使用することが可能なものは、それぞれの装置の高周波出力の最大定格値の合計を記載すること。</p> <p>(7) <u>7の(1)の欄は、電源端子における妨害波電圧の準尖頭値の設計値を記載し、7の(2)の欄は、利用周波数が13.553MHzから13.567MHzまでの範囲以外のものに限り、制御端子における妨害波電圧の準尖頭値の設計値を記載し、当該各欄のかつこ内には、妨害波電圧の平均値の設計値を記載すること。</u></p> <p>(8) 8の欄は、放射妨害波の磁界強度の準尖頭値の設計値を記載すること。</p> <p>(9) <u>9の欄は、放射妨害波の電界強度の準尖頭値の設計値を記載すること。ただし、利用周波数が13.553MHzから13.567MHzまでの範囲以外のものであって、妨害波測定用結合減結合回路網により測定される妨害波電圧の準尖頭値の設計値を記載するものについては、記載を要しない。</u></p> <p>(10) 10の欄は、利用周波数が13.553MHzから13.567MHzまでの範囲以外のものであって、<u>放射妨害波の電界強度の準尖頭値の設計値を記載しないものに限り、妨害波測定用結合減結合回路網により測定される妨害波電圧の準尖頭値の設計値を記載すること。</u></p>	<p>すること(以下4の欄から10の欄までの記載において同じ。)</p> <p>(4) 4の欄は、利用周波数が切換可能なものは、<u>「(何)kHz及び(何)kHzに切換え」のように記載し、連続して変更可能なものは、</u>「(何)kHzから(何)kHzまで連続可変」のように記載すること。</p> <p>(5) 5の欄は、4の欄のそれぞれの利用周波数の変動幅を「(何)kHzから(何)kHzまで」のように記載すること。この場合において、利用周波数が連続して<u>可変可能なものは、可変範囲内の最低周波数と最高周波数を利用周波数とし、それぞれの変動幅を記載すること。</u></p> <p>(6) 6の欄の記載は、次によること。</p> <p>ア 高周波出力の定格値を記載すること。ただし、高周波出力が2以上の段階に切換可能なものはそれぞれの定格値を記載し、高周波出力が連続して<u>可変可能なものは高周波出力の定格値の最大値と最小値を記載すること。</u></p> <p>イ 高周波発生装置が2以上あり、かつ、同時に使用することが可能なものは、それぞれの装置の高周波出力の最大定格値の合計を記載すること。</p> <p>(7) <u>7の欄は、利用周波数が13.553MHzから13.567MHzまでの範囲のものに限り、高周波発生装置から30メートルの距離における最大の値の設計値をデシベル(毎メートル1マイクロボルトを0デシベルとする。)で記載すること。</u></p> <p>(8) <u>8の(1)から(3)までの欄は、利用周波数が13.553MHzから13.567MHzまでの範囲以外のものに限り、電源端子、負荷端子及び制御端子における妨害波電圧の準尖頭値の設計値を記載し、当該各欄のかつこ内には、妨害波電圧の平均値の設計値を記載すること。</u></p> <p>(9) 9の欄は、<u>利用周波数が13.553MHzから13.567MHzまでの範囲以外のものに限り、放射妨害波の磁界強度の準尖頭値の設計値を記載すること。</u></p> <p>(10) 10の欄は、利用周波数が13.553MHzから13.567MHzまでの範囲以外のものに限り、<u>妨害波電力の準尖頭値の設計値を記載し、当該欄のかつこ内には、妨害波電力の平均値の設計値を記載すること。</u></p>
---	---

- (11) 添付図面等の記載は、次によること。
- ア 図面は、できる限りこの様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。
- イ 外観を示す図は、申請に係る装置の正面、側面及び平面の各部の名称及び寸法(単位はミリメートルとする。)が記載されていること。
- ウ 構造を示す図は、各部の名称が記載されていること。
- エ 外観及び構造を示す写真は、申請に係る装置の正面、側面及び平面を写したものであること。
- オ 接続図は、部品の名称(又は記号)及び回路定数が記載されていること。
- (12) 12の欄は、発振の安定化、漏えい電波の抑圧及び安全対策について、設計上特に考慮を払った事項その他参考となる事項を記載すること。
- (13) 13の欄及び14の欄は、試験に供した装置について記載すること。
- (14) 15の(2)の欄は、電源を投入し装置を起動させてから、30分(13.553MHzから13.567MHzまでの範囲のものにあっては、15分)経過後の利用周波数の設計値に対応した周波数の測定値を記載すること。
- (15) 16の(2)の欄は、電源を投入してから、30分(13.553MHzから13.567MHzまでの範囲のものにあっては、15分)経過後までの間における15の(1)の欄の利用周波数の設計値に対応した周波数の変動幅を「(何)kHzから(何)kHzまで」のように記載すること。
- (16) 17の(2)の欄は、最大の定格値に対応する高周波出力の測定値を記載すること。

- (11) 添付図面等の記載は、次によること。
- ア 図面は、できる限りこの様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。
- イ 外観を示す図は、申請に係る装置の正面、側面及び平面の各部の名称並びに寸法(単位はミリメートルとする。)が記載されていること。
- ウ 構造を示す図は、各部の名称が記載されていること。
- エ 外観及び構造を示す写真は、申請に係る装置の正面、側面及び平面を写したものであること。
- オ 接続図は、部品の名称(又は記号)及び回路定数が記載されていること。
- (12) 12の欄は、発振の安定化、漏えい電波の抑圧及び安全対策について、設計上特に考慮を払った事項その他参考となる事項を記載すること。
- (13) 13の欄及び14の欄は、試験に供した装置について記載すること。
- (14) 15の(2)の欄は、電源を投入し装置を起動させてから、30分(13.553MHzから13.567MHzまでの範囲のものにあっては、15分とする。)経過後の利用周波数の設計値に対応した周波数の測定値を記載すること。
- (15) 16の(2)の欄は、電源を投入してから、30分(13.553MHzから13.567MHzまでの範囲のものにあっては、15分とする。)経過後までの間における15の(1)の欄の利用周波数の設計値に対応した周波数の変動幅を「(何)kHzから(何)kHzまで」のように記載すること。
- (16) 17の(2)の欄は、最大の定格値に対応する高周波出力の測定値を記載すること。
- (17) 18の欄は、利用周波数が13.553MHzから13.567MHzまでの範囲のものに限り記載することとし、その記載は、次によること。
- ア 装置から30メートルの距離における漏えい電界強度の最大の値をデシベル(毎メートル1マイクロボルトを0デシベルとする。)で記載すること。この場合において、30メートルの距離における測定が困難なときは、10メートルの距離で測定し、その値に次の表の係数を乗じて得た値をもって測定値とする。

測定周波数	係数
526.5kHz未満	1/27
526.5kHz以上1,606.5kHz以下	1/10
1,606.5kHz超	1/6

なお、当該欄のかつこ内には、漏えい電界強度が最大となる漏え

<p>(17) <u>18の(2)の欄は、利用周波数が13.553MHzから13.567MHzまでの範囲のものについては、電源端子における妨害波電圧の準尖頭値の測定値を記載し、利用周波数が13.553MHzから13.567MHzまでの範囲以外のものについては、電源端子及び制御端子における妨害波電圧の準尖頭値の測定値を記載し、当該各欄の括弧内には、それぞれの妨害波電圧の平均値の測定値を記載すること。</u></p> <p>(18) <u>19の(2)の欄は、放射妨害波の磁界強度の準尖頭値の測定値を記載すること。</u></p> <p>(19) <u>20の(2)の欄は、放射妨害波の電界強度の準尖頭値の測定値を記載すること。ただし、利用周波数が13.553MHzから13.567MHzまでの範囲以外のものであって、妨害波測定用結合減結合回路網により測定される妨害波電圧の準尖頭値の測定値を記載するものについては、記載を要しない。</u></p> <p>(20) <u>21の(2)の欄は、利用周波数が13.553MHzから13.567MHzまでの範囲以外のものであって、放射妨害波の電界強度の準尖頭値の測定値を記載しないものに限り、妨害波測定用結合減結合回路網により測定される妨害波電圧の準尖頭値の測定値を記載すること。</u></p> <p>(21) <u>22の欄は、測定場所、測定機関名、測定年月日、気象条件(気温、湿度)、使用測定器名、測定方法等測定上の条件とした事項を記載すること。</u></p> <p>(22) <u>該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。</u></p> <p>2 <u>施行規則第46条の3第1項の規定により設計変更の承認を受けようとする場合の記載は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>整理番号の欄は、記載しないこと。</u></p> <p>(2) <u>指定番号の欄は、設計変更の承認を受けようとする設備の型式について現に指定を受けている番号を記載すること。</u></p> <p>(3) <u>設計書は、1の欄及び2の欄並びに設計変更に係る事項の欄について、注1に準じて記載すること。</u> <u>なお、11の欄に掲げる添付図面等のうち、添付するものを○で囲むこと。</u></p> <p>(4) <u>試験成績表は、注1に準じて記載すること。</u></p>	<p><u>い電波の周波数を記載すること。</u></p> <p><u>イ 高周波発生装置が2以上であり、同時に使用することが可能なものは、それぞれの装置を同時に動作させた状態で測定した値を併せて記載すること。</u></p> <p>(18) <u>19の(2)の欄は、利用周波数が13.553MHzから13.567MHzまでの範囲以外のものに限り、利用周波数の設計値に対応した電源端子、負荷端子及び制御端子における妨害波電圧の準尖頭値の測定値を記載し、当該各欄の括弧内には、それぞれの妨害波電圧の平均値の測定値を記載すること。</u></p> <p>(19) <u>20の(2)の欄は、利用周波数が13.553MHzから13.567MHzまでの範囲以外のものに限り、利用周波数の設計値に対応した放射妨害波の磁界強度の準尖頭値の測定値を記載すること。</u></p> <p>(20) <u>21の(2)の欄は、利用周波数が13.553MHzから13.567MHzまでの範囲以外のものに限り、利用周波数の設計値に対応した妨害波電力の準尖頭値の測定値を記載し、当該欄の括弧内には、妨害波電力の平均値の測定値を記載すること。</u></p> <p>(21) <u>22の欄は、測定場所、測定機関名、測定年月日、気象条件(気温、湿度)、使用測定器名、測定方法等測定上の条件とした事項を記載すること。</u></p> <p>(22) <u>該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。</u></p> <p>注2 <u>施行規則第46条の3第1項の規定により設計変更の承認を受けようとする場合の記載は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>整理番号の欄は、記載しないこと。</u></p> <p>(2) <u>指定番号の欄は、設計変更の承認を受けようとする設備の型式について現に指定を受けている番号を記載すること。</u></p> <p>(3) <u>設計書は、1の欄及び2の欄並びに設計変更に係る事項の欄について、注1に準じて記載すること。</u> <u>なお、11の欄に掲げる添付図面等のうち、添付するものを○で囲むこと。</u></p> <p>(4) <u>試験成績書は、注1に準じて記載すること。</u></p>
---	---

